

# 事務局組織運営規則

## (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第43条第5項の規定に基づき、本協会の事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。

## (事務局の組織)

第2条 本協会の事務局に、別表に定める5室13部を置く。

- 2 部及び室内に業務グループを設置することができる。
- 3 事務局直下に特定業務に従事する実行本部、プロジェクト等を設置することがある。

## (職員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務総長
- (2) その他の職員

- 2 前項の職員とは、雇用契約者及び出向者をいう。
- 3 部及び室の事業状況に合わせ、業務委託者、派遣職員を配置することができる。
- 4 雇用、出向、業務委託等に関する手続、決裁に関する事項は会長が別に定める。

## (役職)

第4条 事務局に事務総長、事務局長、事務局次長、部長、室長、部長代理、参事、副参事、係長及び主任を置く。

- 2 前項のほか、事務局業務の実施にあたり必要があると認めるときは、担当部長ほか役職を置くことができる。

## (事務総長)

第5条 事務総長は、事務局の事務を統括する。

- 2 事務総長及び事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 3 事務総長が欠けたとき又は事務総長に事故あるときは、事務局長がその職務を代行する。

## (所掌事務)

第6条 部長又は室長は、部又は室の最高管理者として、それぞれの部又は室の所掌事務を処理する。

- 2 担当部長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 部長代理は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 係長は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を処理する。
- 5 主任及び部員は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を処理する。

## (職員の任免と職務)

第7条 職員の任免は、会長が行う。

- 2 職員の職務は、会長の承認を経て、事務総長が指定する。
- 3 役職の任命については、原則以下のとおりとする。
  - (1) 事務局次長は、部長又は室長の中から任命することができる。
  - (2) 部長又は室長は、部長代理の中から任命することができる。
  - (3) 担当部長は、部長又は室長、部長代理の中から任命することができる。
  - (4) 部長代理は、係長の中から任命することができる。
  - (5) 参事は、事務局次長、部長又は室長、担当部長、副参事の中から任命することができる。
  - (6) 副参事は、部長代理の中から任命することができる。
  - (7) 係長は、主任、部員の中から任命することができる。
  - (8) 主任は、部員の中から任命することができる。
- 4 昇格、降格については、会長が、事務総長、事務局長、管理部からの提案を受け、職員の勤務成績及びその他勤務遂行能力の実証により選考の上、昇格、降格を決定する。
- 5 外部法人への出向を含む配置転換に関する事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

第10条 この規則は、2017年4月13日から施行する。

(別表)

部／室	分掌事務
特命室	① 会長の命を受けた事項 ② JFA/Jリーグ将来構想委員会に関する事 こと
47都道府県/9地域FA担当部	① 47都道府県FAに関する事 こと ② 9地域FAに関する事 こと ③ メンバーシップ制度に関する事 こと ④ スポーツマネジャーズカレッジに関する事 こと ⑤ 施設委員会に関する事 こと
管理部	① 登録に関する事 (定款第4条第1項(4)に規定する事業) ② 定款及び規則等に関する事 こと ③ 人事に関する事 こと ④ 総務に関する事 こと ⑤ 法務に関する事 こと ⑥ 理事会及び評議員会に関する事 こと ⑦ 司法機関に関する事 こと ⑧ 事業計画、事業報告及び事業評価に関する事 こと ⑨ 加盟団体に関する事 こと ⑩ 法務委員会に関する事 こと ⑪ リスペクト・フェアプレー委員会に関する事 こと ⑫ 監査・コンプライアンス委員会に関する事 こと ⑬ 100周年記念事業委員会に関する事 こと ⑭ 社会貢献委員会に関する事 こと
秘書室	① 秘書業務に関する事 こと
財務部	① 予算及び決算に関する事 こと ② 収入及び支出に関する事 こと ③ 資金計画及び財産の管理運用に関する事 こと ④ 現金、預金、有価証券の出納及び保管に関する事 こと ⑤ 経理システムに関する事 こと ⑥ 財務委員会に関する事 こと
情報システム室	① 情報システムに関する事 こと ② 情報サービス、及びインフラ導入、活

	<p>用に関すること</p> <p>③ 情報セキュリティ強化に関すること</p> <p>④ 業務システム導入、構築、運用、管理に関すること</p> <p>⑤ J F A登録サービスデスクに関すること</p>
コミュニケーション部	<p>① 広報活動の企画・プロモーションに関すること</p> <p>② 機関誌及び広報パンフレット、公式サイト等における情報発信に関すること</p> <p>③ 報道諸機関への対応に関すること</p> <p>④ 各日本代表チームのメディアオフィサー業務に関すること</p> <p>⑤ 代表電話の対応に関すること</p> <p>⑥ 日本サッカーミュージアムに関すること</p> <p>⑦ 殿堂委員会に関すること</p>
国際部	<p>① 国際貢献に関すること（定款第4条第1項(6)に規定する事業）</p> <p>② F I F A、A F C及びE A F F等の国際機関との連絡調整等</p> <p>③ 国際委員会に関すること</p>
競技運営部	<p>① 競技会の開催に関すること（定款第4条第1項(1)及び(2)に規定する事業）</p> <p>② 競技会委員会に関すること</p> <p>③ 天皇杯実施委員会に関すること</p> <p>④ 国体実施委員会に関すること</p> <p>⑤ 本協会以外が主催する競技会に関する監理</p> <p>⑥ 競技会に関わる施設、用具の研究及び指導</p>
マーケティング部	<p>① マーケティングに関すること（定款第4条第1項(5)に規定する事業）</p> <p>② マーケティングに係る企画・立案及び実施に関すること</p> <p>③ 企業協賛等キャンペーン事業に係る企画・立案及び実施に関すること</p> <p>④ ブランディングに関すること</p>
技術部	<p>① 選手の育成、指導者の育成及び登録に関すること（定款第4条第1項(3)及び(4)に規定する事業）</p> <p>② 技術委員会に関すること</p> <p>③ 医学委員会に関すること</p>
女子部	<p>① 女子に関すること（定款第4条第1項(1)及び(2)に規定する事業）</p> <p>② 女子委員会に関すること</p>
グラスルーツ推進部	<p>① 競技会の開催、サッカー競技の普及に関すること（定款第4条第1項(2)及び(3)に規定する事業）</p> <p>② 社会貢献委員会に関すること</p> <p>③ 障がい者サッカーに関すること</p>

代表チーム部	① サッカー男子日本代表チームに関する こと（定款第4条第1項(1)に規定する事業)
フットサル・ビーチサッカー部	① フットサル・ビーチサッカーに関する こと（定款第4条第1項(1)及び(3)に規定する 事業) ② フットサル委員会に関すること
審判部	① 審判員に関すること（定款第4条第1項 (3)及び(4)に規定する事業) ② 競技規則に関すること ③ 審判委員会に関すること
J F Aこころのプロジェクト推進室	① J F Aこころのプロジェクトに関する こと
J F Aナショナルフットボールセンター準備室	① 千葉県に整備予定のJ F Aナショナル フットボールセンターに関すること